

富士市自転車通行空間



ネットワーク計画



令和8年3月 富士市



目次

はじめに.....	1
第1章 計画の概要.....	2
1 背景と目的.....	3
2 本計画の位置付け.....	5
3 計画期間.....	6
第2章 富士市における自転車利用の現状.....	7
1 富士市の概況.....	8
(1) 地勢.....	8
(2) 人口.....	9
(3) 土地利用の状況.....	10
2 富士市内の自転車利用の現況.....	13
(1) 自転車利用の頻度.....	13
(2) 自転車利用エリア.....	19
(3) 自転車選択理由.....	22
3 公共交通の現況.....	24
4 道路の状況.....	25
(1) 道路網.....	25
(2) 自転車通行空間整備状況.....	26
(3) 速度規制.....	28
(4) 大型車の多い区間.....	28
5 自転車の安全に関わる状況.....	29
(1) 自転車関連事故の状況.....	29
(2) 自転車関連事故の状況〔アンケート〕.....	32
(3) 道路上での自転車・歩行者・自動車の共存に関する状況.....	34
6 自転車による旅行・観光を取り巻く状況.....	36
(1) サイクリングルートの設定状況.....	36
(2) 市民のサイクリングでの自転車利用〔アンケート〕.....	37
7 この章のまとめ.....	38
第3章 自転車ネットワーク整備方針.....	39
1 基本条件.....	40
2 整備方針.....	41



第4章	自転車ネットワーク路線の選定.....	42
1	エリアの設定.....	43
2	自転車ネットワーク路線選定の考え方.....	44
3	自転車ネットワーク路線.....	45
4	選定した路線の延長.....	45
第5章	整備形態の検討.....	46
1	整備形態の前提の確認.....	47
(1)	自転車の利用理由.....	47
(2)	自転車安全利用五則における自転車利用速度.....	47
(3)	自転車の通行位置.....	48
(4)	自転車・歩行者・クルマの共存について.....	48
(5)	整備形態の前提.....	48
2	整備形態の種類.....	49
3	整備形態選定の考え方.....	50
4	整備形態（完成形）.....	54
5	当面の整備における整備形態.....	55
第6章	優先整備区間の設定.....	56
1	整備優先度の考え方.....	57
2	優先整備区間の選定.....	58
(1)	優先整備区間の選定の考え方.....	58
(2)	選定する優先整備区間.....	59
3	整備に関する留意事項.....	61
第7章	計画の推進とフォローアップ.....	62
1	計画の広報・周知.....	63
2	整備進捗状況の公表.....	63
3	整備効果のモニタリング.....	64
(1)	アンケートによる効果検証.....	64
(2)	来訪者の自転車利用.....	64





【参考資料】	65
1 アンケートの概要及び結果	66
(1) 実施概要	66
(2) アンケート結果：自転車を利用する理由	68
(3) アンケート結果：自転車を利用しない理由	70
(4) アンケート結果：自転車の利用目的	71
(5) アンケート結果：自転車の利用経路	72
(6) アンケート結果：自転車利用時に危険と感じた場面	74
(7) アンケート結果：自転車利用時に危険と感じる場所	75
(8) アンケート結果：自転車の走行位置	76
(9) アンケート結果：転倒経験とヘルメット着用状況	77
(10) アンケート結果：自動車の利用状況	78
(11) アンケート結果：自動車利用者からみた自転車の走行環境	78
(12) アンケート結果：歩行者からみた自転車の走行環境	79
(13) アンケート結果：矢羽根型路面表示の認知	80
(14) アンケート結果：自転車の通行ルール	81
(15) 自転車・クルマ・歩行者の共存	82
(16) アンケート回答者属性	83
2 自転車ネットワーク路線の選定に関する図等	84
(1) 都市計画道路（未整備含む）	85
(2) 国道県道	85
(3) 2車線以上の道路	86
(4) アンケートで利用されている道路	86
(5) 他の市との接続道路	87
(6) その他の計画路線	87
(7) 自転車専用通行帯の整備路線（整備予定のある路線）	89
(8) 連続性を確保するために補完する路線	89
(9) その他自転車の活用推進に必要な路線	90
(10) 構造的に対応が難しい路線（長大トンネル）	91
(11) 大型車が多い道路	91
(12) 通過を目的とする自転車を誘導すべきでない路線	92
3 整備形態の選定に関する図等	93
4 選定された路線の一覧	95







はじめに

本市では、令和3年に「富士市自転車活用推進計画」を策定し、「自転車に乗ることが楽しくて笑顔になるまち ふじ」の実現を目指して取組を進めています。

自転車通行空間の整備による安全な自転車利用環境の提供は、自転車の活用推進に関する全ての施策の根幹をなす重要なものです。市民の皆様が日々使われている道路の改良は長期にわたりますが、計画を定め着実に事業を実施していきます。

また「自転車に乗ることが楽しくて笑顔になるまち」の実現には、道路の整備と合わせて、自転車を運転する方のみならず、自動車を運転する方にも道路を正しく、譲り合って利用していただくことが重要ですので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、富士市自転車通行空間ネットワーク計画策定懇話会の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただいた市民の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心から御礼申し上げます。



第1章

計画の概要

1. 背景と目的
2. 本計画の位置付け
3. 計画期間





第1章 計画の概要

1 背景と目的

自転車は、環境にやさしく、身近で便利な乗り物として、本市でも、通学や買い物、レクリエーションなど多様な場面で利用されています。令和3年には、自転車活用推進法第11条に基づく「富士市自転車活用推進計画」を策定し、サイクルスポーツ・サイクルツーリズムの振興、安全・安心な自転車利用、自転車利用の裾野拡大に関する施策を推進しています。

富士市自転車活用推進計画に位置付ける施策の一つに、安全で快適な自転車走行環境の構築に向けた「自転車走行空間の計画的な整備」を定めており、その第1ステップとして、自転車ネットワーク計画を策定することとしています。

安全・安心な自転車通行空間が整っていることは、全ての自転車関連政策の基本となるものです。富士市自転車活用推進計画策定時に実施した市民へのアンケート調査によると、自転車利用者は、自動車との距離が近いなど、安全に走行できる道路が少ないと感じており、自転車の利活用を推進していく上で、自転車走行空間の整備に関するニーズは高くなっています。

一方で、その整備は長期を要するものであり、最終的なゴールを見据えて、計画的かつ着実に進めていく必要があります。

自転車ネットワーク計画の策定手法に関しては、警察庁交通局・国土交通省道路局より「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(令和6年6月最終改定)が示されています。本市の自転車ネットワーク計画の策定にあたっては同ガイドラインを参考としています。加えて今回は、富士市自転車通行空間ネットワーク計画策定懇話会を設け、長期にわたるこの計画のスタートを切るにあたり、関係者の皆様の知恵をお借りしながら、計画策定を進めてきました。

「富士市自転車通行空間ネットワーク計画」は、以上の背景・経緯を経て策定したものであり、今後、富士市で進める交通安全事業・自転車通行空間整備を目的とした事業はもとより、都市計画道路の整備や道路の修繕事業、道路を掘削する工事など、あらゆる機会を逃さず、安全・快適かつ安心して自転車を利用できる道路にしていく改良工事を、毎年度着実に進めていくための基礎となる計画として、策定するものです。



(コラム) 自転車ネットワークとは

自転車ネットワーク計画※1とは、自転車の車道通行を基本とし、安全かつ円滑な交通を確保できる空間を連続的に提供する路線（以下、「自転車ネットワーク路線」※2という）を、自転車利用環境の将来像に応じて計画的かつ継続的に創出するため、自転車ネットワーク路線を面的に選定し、その路線の整備形態等を示した計画をいいます。

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）
（国土交通省道路局・警察庁交通局、令和6年6月改定）での定義

※1：自転車ネットワーク計画

安全で快適な自転車利用環境の将来像に応じて自転車ネットワークを計画的かつ継続的に創出するため、面的な自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画をいう。

※2：自転車ネットワーク路線

自転車の車道通行を基本とし、安全かつ円滑な交通を確保できる空間を連続的に提供する自転車ネットワークを構成する路線をいう。

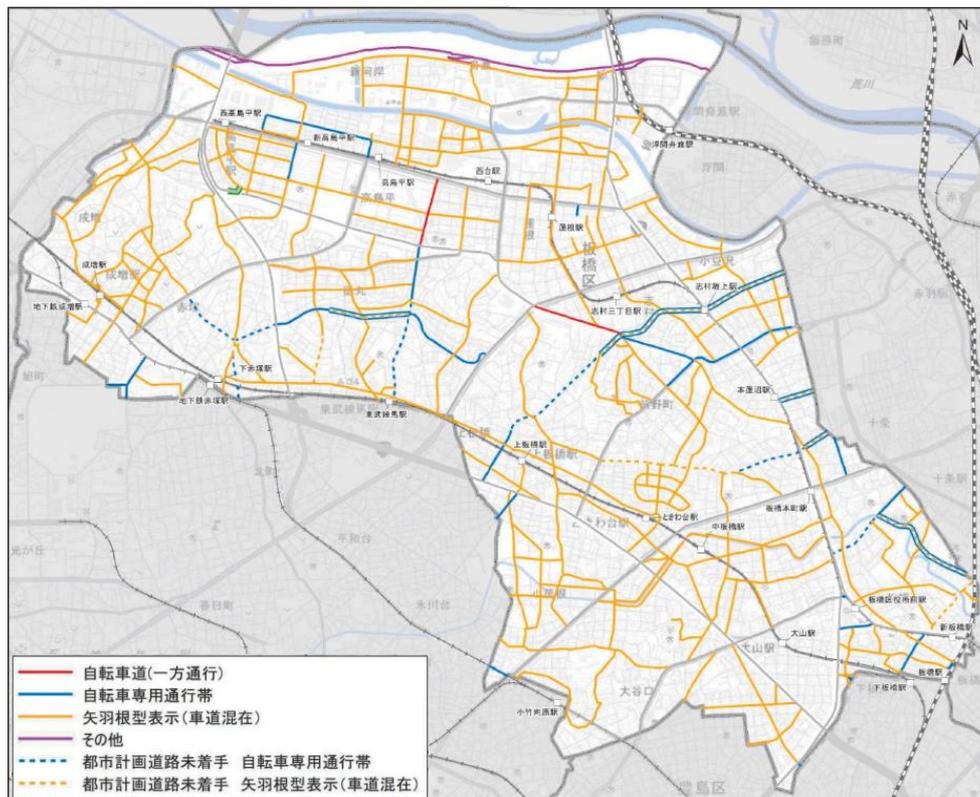


図 1-1 自転車ネットワーク計画図の例（東京都板橋区）



2 本計画の位置付け

自転車活用推進法第11条に基づき、市町村が策定する市町村版自転車活用推進計画（法定計画）において、自転車ネットワーク計画を位置づけ、通行空間整備を推進していくことが推奨されています。

現行の富士市自転車活用推進計画（R3.10）（以下、「推進計画」という）においては、自転車走行空間の計画的な整備に向け、まずは、自転車走行空間ネットワーク計画の策定に取り組むこととしています。

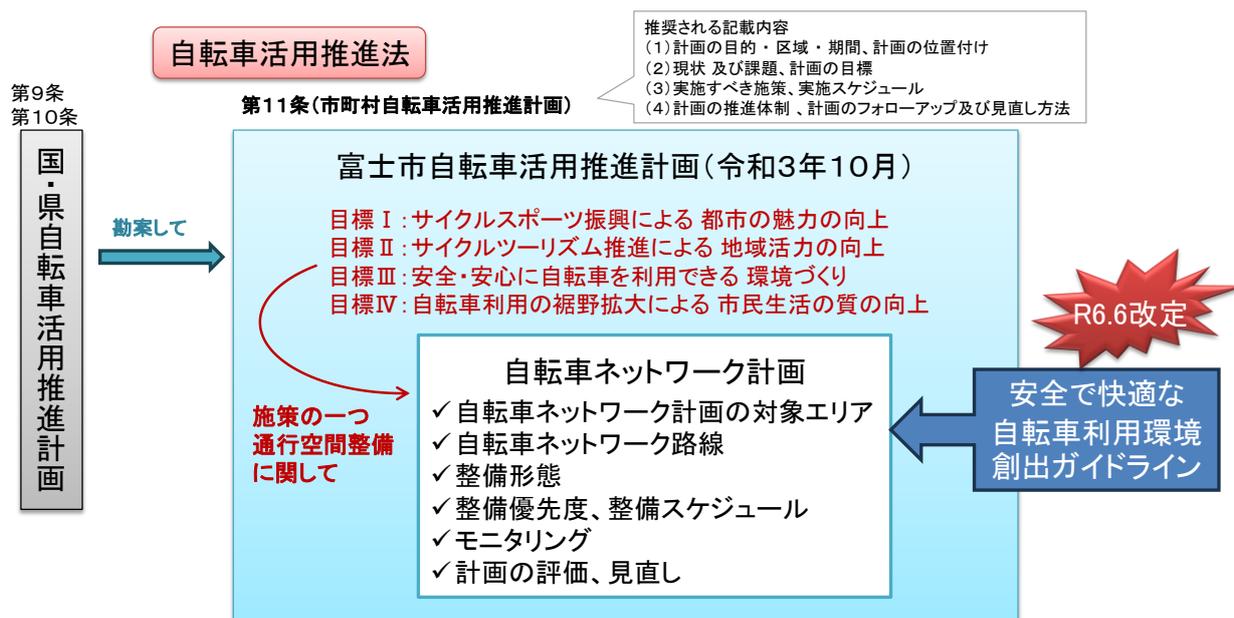


図 1-2 本計画の位置付け

方針	6 安全で快適な自転車走行環境の構築					
施策	6-1 自転車走行空間の計画的な整備					
取組	25 自転車走行空間ネットワーク計画の策定					
取組内容	○ 市民やサイクリストが安全で快適に利用できる自転車走行空間の整備計画を策定 【具体的な取組】 ・ 自転車走行空間の整備					
実施主体と関係機関	◎富士市、道路管理者（国土交通省、静岡県、富士市）、富士警察署 等					
実施工程（年度）	R3	R4	R5	R6	R7	R8
		庁内検討	ネットワーク計画策定	路線ごとの検討・事業の実施		
			関係機関との協議・調整			

図 1-3 推進計画の「目標Ⅲ.安全・安心に自転車を利用できる環境づくり」における記述



3 計画期間

自転車ネットワーク計画は、富士市自転車活用推進計画に基づき定められるものであることから、自転車活用推進計画の計画期間に合わせ、令和8年度（2026年4月）から令和13年度（2032年3月）までの6年間とします。

なお、自転車通行空間整備は数十年単位の長期にわたるものと考えており、自転車ネットワーク計画は順次更新していくことを予定します。また、更新時及び計画期間中に社会情勢などの大きな変化がある場合には、状況に即して適宜計画の見直しを行います。



図 1-4 計画期間